

岸和田市耐震診断・耐震改修工事希望者等
登録制度要綱

平成 31 年 4 月

まちづくり推進部住宅政策課

岸和田市耐震診断・耐震改修工事希望者等登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）を所有している者で耐震診断、耐震改修工事の実施を希望又は検討している当該建築物の所有者を登録する岸和田市耐震診断・耐震改修工事希望者等登録制度（以下「耐震バンク」という。）について必要な事項を定め、もって当該所有者に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修工事の実施を支援し、地震発生時の人的被害及び経済被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 岸和田市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成9年4月1日施行）第2条第3号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修工事 岸和田市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成20年7月1日施行）第2条第6号に規定する耐震改修工事をいう。

(登録対象者)

第3条 耐震バンクに登録できる者は、昭和56年5月31日以前に建築された次の各号のいずれかに該当する建築物（以下「対象建築物」という。）の所有者とする。

- (1) 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含む。）
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第7条に記載の要安全確認記載建築物
- (3) 法第14条各号に規定する建築物（前号に該当するものを除く。）
- (4) 法第5条第3項第二号に記載の通行障害既存耐震不適格建築物のうち、岸和田市地域防災計画に記載された市指定の地域緊急交通路に面して建つ建築物

(登録の方法)

第4条 市長は、耐震バンクの登録（以下「登録」という。）を希望する者があるときは、はがき、FAX又は電子メールにより当該登録を希望する者の住所、氏名及び電話番号並びにその所有する対象建築物の所在地番及び建築年月についての情報を取得し、登録の申込みを受けるものとする。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、速やかに審査の上、登録の適否の決定をし、

当該申込みをした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を適当と認めた者（以下「登録者」という。）を耐震バンクに登録するものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第5条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 登録者は、登録の取消しを希望するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（耐震診断及び耐震改修工事支援）

第6条 市長は、耐震診断又は耐震改修工事を補助する事業の希望者の募集及びその他対象建築物の耐震化の促進に関する情報を、登録者に対し、ダイレクトメール等により案内するものとする。

（登録者に対する指導）

第7条 市長は、登録者に対し、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（登録の取消し）

第8条 市長は、次のいずれかの事由があったときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 登録者から第5条第2項の届出があったとき。

(2) 対象建築物の耐震改修工事が終了したとき。

(3) 対象建築物が滅失したとき。

(4) 登録につき、市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、耐震バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。